

2023年11月9日 全9頁

# 株主総会資料の提供日は早くなったか

## 2023年6月総会における株主総会資料の電子提供制度の状況

金融調査部 研究員 矢田歌菜絵

### [要約]

- 令和元年改正会社法により、2023年3月1日以降に開催される上場会社等の株主総会では、株主総会資料が原則として電子提供されることとなった（**株主総会資料の電子提供制度**）。株主総会資料は、株主総会開催日の3週間前の日までに、その上場会社等の自社ホームページ等に掲載されることで、株主に電子的に提供されることとなった。
- 本稿では、2023年6月開催の定時株主総会における株主総会資料の電子提供制度の状況について調査を行い、株主総会資料が株主へより早期に提供されているかどうかを確認した。
- 2023年6月に定時株主総会を開催した東京証券取引所プライム市場上場会社（1,227社）においては、東証上場会社情報サービスにおいて株主総会資料は定時株主総会開催日の3週間前の日（中21日）に最も掲載されていた（265社）。また、2022年8月末時点でTOPIX500に採用されていた3月期決算会社（376社）については、その3割超で2023年6月の定時株主総会に係る株主総会資料が、昨年に比べてより早期に提供されていたことが分かり、株主総会資料の電子提供制度によって株主総会資料の早期の提供が促されたとみることができた。

### はじめに

令和元年改正会社法（会社法の一部を改正する法律<sup>1）2）</sup>により、2023年3月1日以降に開催される上場会社等の株主総会では、株主総会資料が原則として電子提供されることとなった（**電子提供措置**）。本稿では**株主総会資料の電子提供制度**（以降、本制度）の概要とともに、2023年6月開催の定時株主総会における本制度の状況について取扱う。本稿では特段の断りがない限り大会社かつ公開会社を対象としている。

<sup>1</sup> 法務省「会社法の一部を改正する法律について」（2022年12月26日更新）

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html)

<sup>2</sup> 横山淳「会社法改正法、成立」（2019年12月12日付大和総研レポート）

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20191212\\_021187.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20191212_021187.html)

### 株主総会資料の電子提供制度の概要<sup>3</sup>

本制度は、事業報告や計算書類、株主総会参考書類といった株主総会資料を書面（紙）ではなく、原則として自社のホームページ等に掲載することで株主にその情報を提供する制度である（図表 1）。本制度により、株主への株主総会資料の提供期日が、株主総会開催日の 2 週間前の日から同 3 週間前の日になり、本制度適用開始前と比べて提供期日が 1 週間早まることとなった。

本制度は、株主総会資料の電子提供措置を取る旨を定款で定める会社が適用対象となるが、上場会社等の場合は振替株式を発行しているため実質的に強制適用される。

図表 1 株主総会資料の電子提供制度の概要

<b>対象</b>	電子提供措置を取る旨を定款で定めている株式会社 ただし、振替株式を発行している会社（上場会社等）に対しては実質的な強制適用となる
<b>電子提供措置 開始日</b>	・ 株主総会の日 <b>の3週間前</b> の日 または ・ 株主総会の <b>招集の通知を</b> 発した日 いずれかの <b>早い日</b>
<b>電子提供措置 期間</b>	電子提供措置開始日から株主総会の日以後 <b>3カ月</b> を経過する日までの間
<b>電子提供 措置事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主総会の日時および場所</li> <li>・ 株主総会の目的である事項があるときは、その事項</li> <li>・ 書面による議決権行使ができる場合は、その旨</li> <li>・ 電磁的方法による議決権行使ができる場合は、その旨</li> <li>・ 株主総会参考書類</li> <li>・ （書面による議決権行使を規定する場合） 議決権行使書面に記載すべき事項</li> <li>・ 株主提案の議案の要領</li> <li>・ 事業報告</li> <li>・ 計算書類</li> <li>・ 連結計算書類</li> </ul> <p>※1 株式について有価証券報告書提出義務のある株式会社が、「電子提供措置事項」を記載した有価証券報告書の提出手続きをEDINETで行ったときは、定時株主総会に係るものに限り電子提供措置を講じる必要はない</p> <p>※2 株主総会の招集に際し議決権行使書面を交付する場合は、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、電子提供措置を講じる必要はない</p> <p>※3 電子提供措置事項を修正した場合は、その旨と修正前の事項について電子提供措置を講じる必要がある</p>
<b>招集通知</b>	株主総会の日 <b>の2週間前</b> までに発送
<b>招集通知 記載事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主総会の日時および場所</li> <li>・ 株主総会の目的である事項があるときは、その事項</li> <li>・ 書面による議決権行使ができる場合は、その旨</li> <li>・ 電磁的方法による議決権行使ができる場合は、その旨</li> <li>・ 電子提供措置を取っている旨</li> <li>・ （電子提供措置としてEDINETを利用したときは、その旨）</li> <li>・ 「電子提供措置事項」に係る情報を記載するウェブアドレス（URL）</li> </ul>

（注）太字は筆者。

（出所）法令等より大和総研作成

<sup>3</sup> 詳細は、拙稿「株主総会資料の電子提供制度開始①（改訂版）」（2023年2月7日付大和総研レポート）  
（[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20230207\\_023616.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20230207_023616.html)）を参照されたい。

本制度の適用を受ける場合であっても、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載した旨やそのウェブサイトのURL等については、株主総会の招集通知と併せて書面で、株主総会日の2週間前までに株主に知らせる必要がある<sup>4</sup>。自社のホームページ等に掲載された株主総会資料は、株主総会日以降3カ月を経過する日まで同ウェブサイトに掲載され続ける必要がある。

法務省によると、本制度の創設によって「株式会社は、印刷や郵送のために生ずる時間や費用を削減することができるようになり、株主においても、従来よりも早期に充実した内容の株主総会資料が提供されることなどが期待され」<sup>5</sup>ている。株主総会資料の印刷や郵送に掛かる時間と費用が削減されることで、株主への早期の情報提供はもちろんのこと、より充実した情報提供につながることを期待されている。

## 株主総会資料の電子提供制度に係る状況～2023年6月総会の振り返り～

本章では、2023年6月に株主総会を開催した上場会社等における本制度に係る状況を見ていき、本制度適用開始による影響を確認する<sup>6, 7</sup>。

### 株主総会資料の電子提供日

上場会社等がその株主へ提供する株主総会資料は、株主が自らの議決権をどう行使するかについて考えるうえで重要な情報である。すなわち、株主総会資料の早期の提供を促すことで、株主がその内容を十分に精査できる期間を確保することにつながる。

本制度によって、前述の通り株主への株主総会資料の提供期日が1週間早まることとなった。本稿では、本制度の適用が開始されたことで株主への株主総会資料の提供が早まり、株主の検討期間が実際に延びたかどうかについて見る。

本稿では、株主総会資料の早期提供が図られているかを調査するにあたり、便宜上、これらの上場会社等が東証上場会社情報サービス<sup>8</sup>に株主総会資料を掲載した日を株主総会資料の掲載日とし、この日から株主総会日までの期間を**情報参照期間**とすることにした。

<sup>4</sup> ただし、各株主から事前に承諾を得ている場合は招集通知を電子提供することも可能である。

<sup>5</sup> 前掲脚注1「パンフレット（令和4年9月施行部分）【PDF】」より大和総研引用

<sup>6</sup> 本制度適用開始前の状況については、拙稿「株主総会資料の電子提供制度適用開始②」（2023年1月4日付大和総研レポート）（[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20230104\\_023533.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20230104_023533.html)）を参照されたい。

<sup>7</sup> 本制度適用開始直後である2023年3月開催の定時株主総会の状況については、矢田歌菜絵「Disclosure&IR誌2023年8月号」「株主総会資料の電子提供制度適用開始後初の株主総会」、を参照されたい。

<sup>8</sup> 株主総会資料の主たる掲載先は自社のホームページ等であり、東証上場会社情報サービスはあくまでも副次的な掲載先であることに注意が必要ではあるが、本稿では、統一的なプラットフォームである東証上場会社情報サービスをもとに調査を行った。

## 2023年6月開催定時株主総会の概観

本節では2023年8月末時点<sup>9</sup>にプライム市場に上場している3月期決算の1,227社<sup>10</sup>を調査の対象とした。

### 定時株主総会開催日

まず3月期決算の東京証券取引所プライム市場上場会社について株主総会開催日およびその集中率を見ると、図表2の通りで、その最集中日は6月29日、その集中率は22.1%であった。日本証券取引所グループ<sup>11</sup>によると、2023年3月期決算会社の定時株主総会の最集中日における集中率は26.1%と報告されており、3月期決算のプライム市場上場会社に限るとそれより低い水準であった。つまり3月期決算のプライム市場上場会社では、定時株主総会開催日の分散が図られているといえよう。

図表2 定時株主総会開催日カレンダー

(社)						
月	火	水	木	金	土	日
			6/1 0	2 0	3 0	4 0
5 0	6 0	7 0	8 0	9 3	10 0	11 0
12 0	13 6	14 6	15 13	16 28	17 4	18 0
19 10	20 56	21 67	22 102	23 230	24 12	25 3
26 26	27 189	28 198	29 271	30 2		

(注1) 対象は2023年8月末時点のプライム市場上場会社(3月期決算)で2023年6月に定時株主総会を開催した1,226社。

(注2) 図表2中の青色の濃さは定時株主総会開催日の集中度合いを示し、紺色箇所は定時株主総会開催日が特に集中した日である。

(出所) 東証上場会社情報サービスより大和総研作成

### 株主総会資料の情報参照期間

前述のように本制度の適用開始によって、株主総会資料の掲載期日が1週間早まったことに

<sup>9</sup> うち89社については、2023年10月末時点ではスタンダード市場に移行している。

<sup>10</sup> なお、うち1社は2023年5月31日に定時株主総会を開催している。

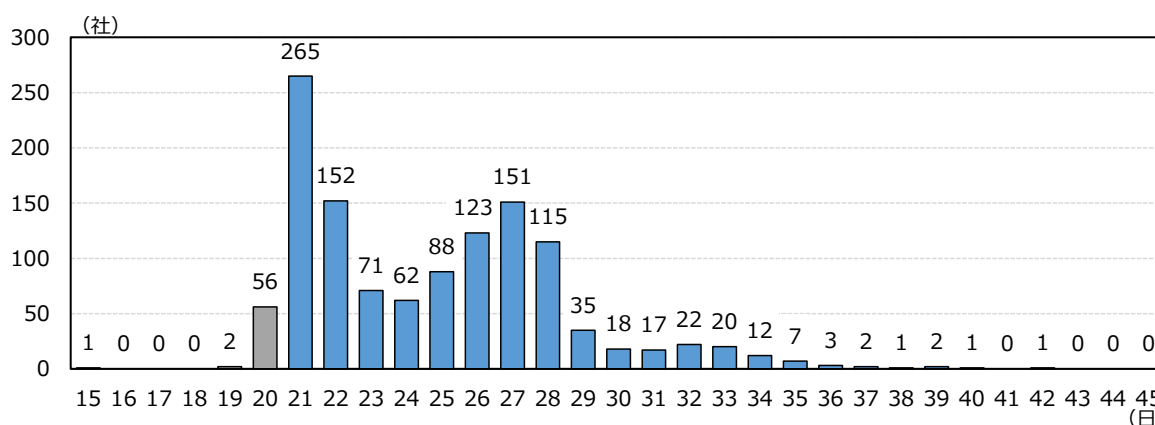
<sup>11</sup> 日本取引所グループ「3月期決算会社株主総会情報」

<https://www.jpx.co.jp/listing/event-schedules/shareholders-mtg/index.html>

なる。すなわち、定時株主総会開催日の3週間前の日（中21日<sup>12、13</sup>）（以後、本稿では中21日を法定期日と呼ぶことにする）には原則として、株主は株主総会資料を発行会社のホームページ等で電子的に確認でき、総会議案について検討できるようになっている。

3月期決算のプライム市場上場会社の情報参照期間を集計すると図表3の通りで、株主総会資料提供の法定期日である中21日が最も多く、全体の21.6%であった。次いで法定期日前日の中22日、株主総会開催日4週間前にあたる中27日、中28日が多かった。なお、情報参照期間の平均値は中24.8日、中央値は中25.0日、標準偏差は3.7日であった。

図表3 2023年3月期決算会社における情報参照期間



(注1) 対象は2023年8月末時点のプライム市場上場会社（3月期決算）1,227社。うち1社は5月末に定時株主総会を開催しているが、図表3では集計の対象としている（前掲脚注10参照）。

(注2) 青く塗りつぶされているグラフは株主総会資料掲載日から株主総会日まで中21日以上、灰色で塗りつぶされているグラフは中21日未満であることを示す。

(注3) 注2については、株主総会資料掲載日から株主総会日まで中3週間（中21日）が必要であると解されることにつき、前掲脚注12、13を参照。

(注4) 株主総会資料の訂正版や修正版を提供している場合は、訂正版等ではなく最初に株主総会資料が掲載された日を採用している。

(出所) 東証上場会社情報サービスより大和総研作成

一見すると、図表3において、法定期日を満たしていない上場会社が59社あるようだが、これは東証上場会社情報サービスにおける株主総会資料の掲載日を基準にしているためと考えられる。すなわち、上場会社によっては自社ホームページ等で株主総会資料を掲載した日と、東証上場会社情報サービスで株主総会資料の掲載が開始した日が同一でない場合があると推測される<sup>14</sup>。これら59社について自社のホームページ等で株主総会資料の掲載時期を確認する<sup>15</sup>と、少なくとも43社については株主総会開催日の3週間前の日（同中21日）までに、自社のホームページ等で株主総会資料が掲載されていたことが確認できた。

<sup>12</sup> 株主総会資料掲載日から株主総会日まで中3週間（中21日）が必要である（初日不算入）と解されることにつき、大審院昭和10年7月15日判決（大審院民事判例集14巻1401頁）、岩原紳作編『会社法コンメンタール7-機関(1)-』82頁（青竹正一執筆）（2013年、商事法務）などを参照。

<sup>13</sup> 塚本英巨「株主総会資料の電子提供制度適用下の株主総会」『旬刊 商事法務』No.2309（2022.11.5 p.9）は、「(前略) 自社のホームページ等での電子提供措置の開始が法定の電子提供措置開始日の午前零時に間に合っていれば問題ないと解される余地があるとも考えられる。」との見解を示している。

<sup>14</sup> 前掲脚注8

<sup>15</sup> IRサイト内のニュースリリース掲載の日付、株主総会資料記載の電子提供措置開始日、または当該ウェブサイトに掲載されているPDFの最終更新日を確認した。

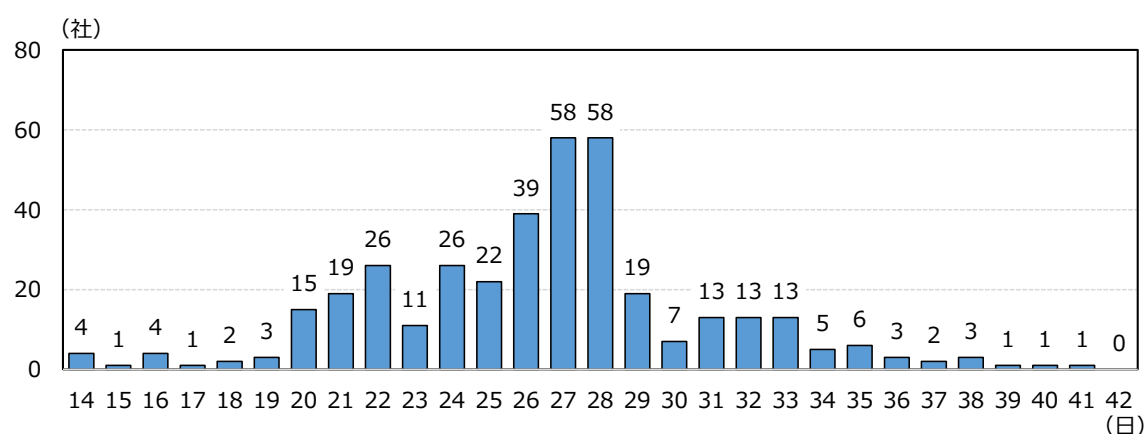
## 2022年6月開催定時株主総会との比較

本制度適用開始による状況を確認するため、本制度適用前である2022年6月に開催された定時総会<sup>16</sup>、<sup>17</sup>との比較を行った。本節では2022年8月末時点のTOPIX500採用会社かつ3月期決算の376社<sup>18</sup>を対象とした。

まず、本制度適用開始前の2022年6月開催の定時株主総会の情報参照期間は図表4の通りである。2022年6月開催の定時株主総会では、本制度が適用開始前のため株主総会資料の株主への提供期日は、株主総会開催日の2週間前の日（情報参照期間は中14日）であった。2022年6月開催の定時株主総会については、対象の376社すべてが当時の株主総会資料提供の法定期日である中14日を満たしていた。

2022年6月開催の定時株主総会において、情報参照期間は中27日、中28日に最も集中しており、調査対象の3割の上場会社が定時株主総会開催日の4週間ほど前に株主総会資料を東証上場会社情報サービスに掲載していた。情報参照期間の平均値は中26.5日、中央値は中27.0日、標準偏差は中4.4日であった。

図表4 2022年3月期決算会社における情報参照期間



(注1) 対象は2022年8月末時点のTOPIX500採用会社かつ3月期決算会社で、2023年10月末時点も同じ証券コードを有する376社。

(注2) 2022年10月末時点で、「東証上場会社情報サービス」に掲載されている定時株主総会日から株主総会資料掲載日までの日数（初日不算入）を集計。

(注3) 株主総会資料の訂正版や修正版を提供している場合は、訂正版等ではなく最初に株主総会資料が掲載された日を採用している。

(出所) 東証上場会社情報サービスより大和総研作成

続いて、同376社について、2023年6月開催の定時株主総会における情報参照期間を集計すると図表5の通りであった。図表5では、図表4と比較して、ピークが2つあることが分かる。

<sup>16</sup> 2022年6月開催の定時株主総会の情報参照期間等については、前掲脚注6レポートを参照されたい。

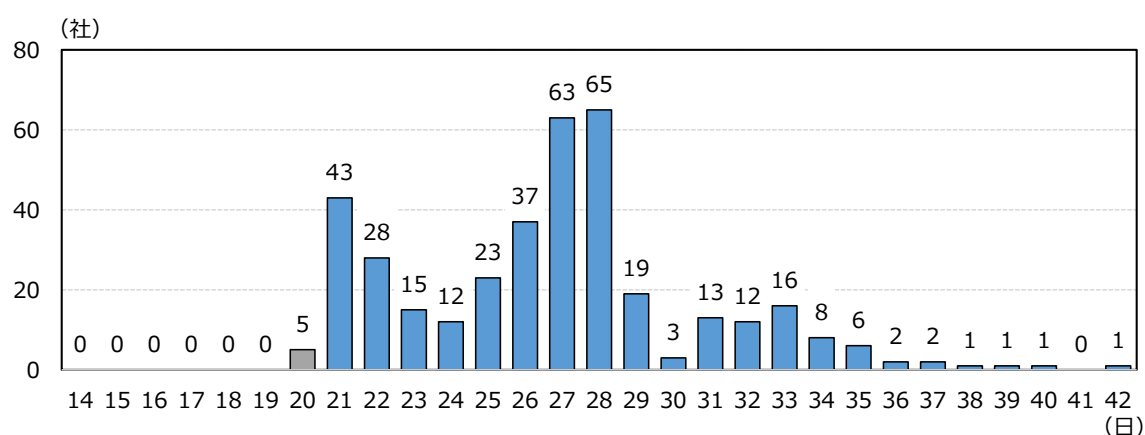
<sup>17</sup> ただし、うち1社は2022年2月期決算から、2023年3月期決算へと移行しており、2022年度は5月に定時株主総会を開催、2023年度は6月に定時株主総会を開催した。この1社についても、本稿では便宜上、2022年6月に定時株主総会を開催したものとする。

<sup>18</sup> 2022年8月末時点では、3月期決算のTOPIX500採用会社は383社あったが、その一部ではその後組織再編等があり、2023年10月末時点でも同じ証券コードを有しているのは376社であった。

つまり、情報参照期間が、法定期日である中 21 日と株主総会開催日の 4 週間前である中 28 日に集中していることが分かる。なお、情報参照期間が中 20 日と一見、法定期日である中 21 日を満たしていない上場会社等が 5 社あったが、東証上場会社情報サービスに先んじて自社ホームページ等に法定期日までに株主総会資料を掲載していたことが確認でき、これら 5 社についても法定期日を満たしていたといえる可能性が高い。

2023 年 6 月開催の定時株主総会において、情報参照期間は中 28 日に最も集中していた。情報参照期間の平均値は中 26.7 日、中央値は中 27.0 日、標準偏差は 4.0 日であった。本制度適用開始前と比較すると、情報参照期間が多少延び、その散らばりも小さくなったといえよう。

図表 5 2023 年 3 月期決算会社における情報参照期間



(注 1) 対象は 2022 年 8 月末時点の TOPIX500 採用会社かつ 3 月期決算会社で、2023 年 10 月末時点も同じ証券コードを有する 376 社。

(注 2) 2023 年 10 月末時点で、「東証上場会社情報サービス」に掲載されている定時株主総会日から株主総会資料掲載日までの日数（初日不算入）を集計。

(注 3) 株主総会資料の訂正版や修正版を提供している場合は、訂正版等ではなく最初に株主総会資料が掲載された日を採用している。

(注 4) 青く塗りつぶされているグラフは株主総会資料掲載日から株主総会日まで中 21 日以上、灰色で塗りつぶされているグラフは中 21 日未満であることを示す。

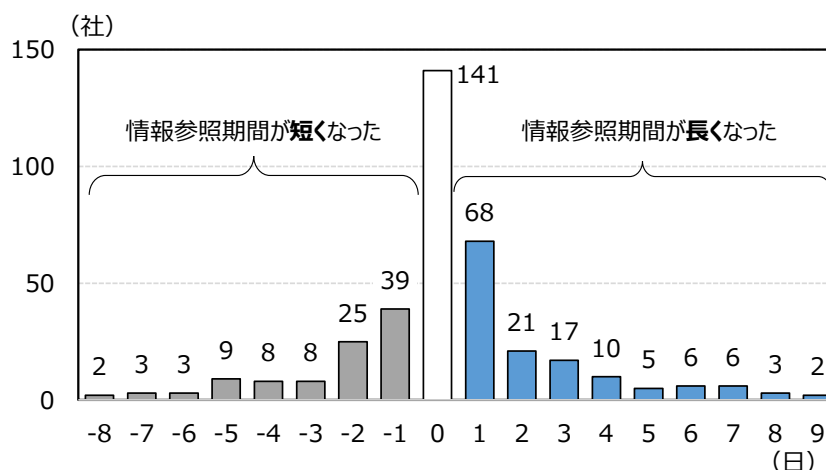
(注 5) 注 4 については、株主総会資料掲載日から株主総会日まで中 3 週間（中 21 日）が必要であると解されることにつき、前掲脚注 12、13 を参照。

(出所) 東証上場会社情報サービスより大和総研作成

対象の 376 社について、2023 年 6 月開催の定時株主総会における情報参照期間から 2022 年 6 月開催の定時株主総会における情報参照期間の差分を取り、情報参照期間の増減ごとに集計したのが図表 6 である。全 376 社のうち、情報参照期間が 2022 年から長くなったのは 138 社、変わらずが 141 社、短くなったのは 97 社であった。本調査の対象となった上場会社等の 3 割強において情報参照期間が長期化しており、本制度の適用開始によって株主への早期の情報提供を促す効果があったとみることができる。

図表 6 をもとに、作成したのが図表 7 である。図表 7 は、横軸に 2022 年 6 月開催の定時株主総会における情報参照期間（図表 4）を取り、縦軸に 2023 年 6 月開催の定時株主総会における情報参照期間と 2022 年定時株主総会における情報参照期間の差分（図表 6）を取ったものである。

図表 6 2023 年 6 月総会の情報参照期間（前年からの変化）



(注 1) 対象は 2022 年 8 月末時点の TOPIX500 採用会社かつ 3 月期決算会社で、2023 年 10 月末時点も同じ証券コードを有する 376 社。

(注 2) 2022 年 10 月末および 2023 年 10 月末時点で、「東証上場会社情報サービス」に掲載されている定時株主総会日から株主総会資料掲載日までの日数（初日不算入）を集計。

(注 3) 株主総会資料の訂正版や修正版を提供している場合は、訂正版等ではなく最初に株主総会証が掲載された日を採用している。

(注 4) 白色で塗りつぶされている箇所は情報参照期間に変化のなかった社数、灰色で塗りつぶされている箇所は情報参照期間が短くなった社数、青色で塗りつぶされている箇所は情報参照期間が長くなった社数を表す。

(出所) 東証上場会社情報サービスより大和総研作成

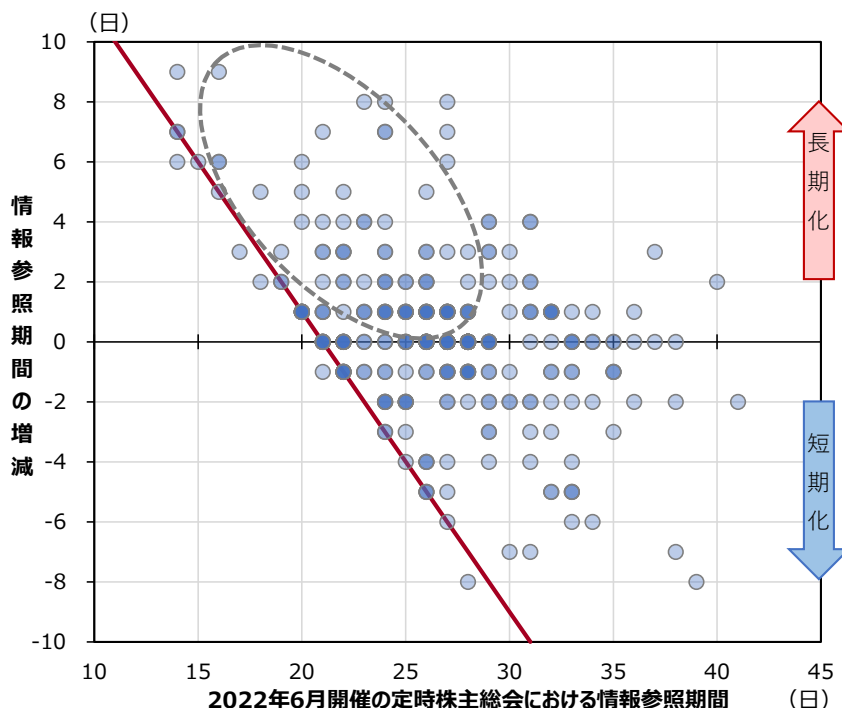
図表 7 から、2023 年の情報参照期間が長期化した上場会社等の傾向として 2022 年の情報参照期間が 4 週間以下（図表 7 囲み線内）であったことが多いことが分かる。他方、情報参照期間が短期化した上場会社等は、もともと情報参照期間が比較的十分に取っていたことが多いことが読み取れる。したがって、本制度適用開始後に情報参照期間が短くなった上場会社等が株主への早期の情報提供に消極的であるとは必ずしもいえないだろう。

## まとめ

本制度の適用開始によって、2023 年 6 月開催の定時株主総会において、調査対象となった上場会社等 376 社のうち 138 社（3 割強）において株主への株主総会資料のより早期の提供が一定程度促されたとみることができ、本制度による効果を一定程度確認することができたといえよう。2022 年に比べ、株主総会資料の電子的な提供が遅くなった上場会社等も見られはしたが、その情報参照期間はそもそも十分である場合が多く、必ずしも株主への早期の情報提供に消極的とはいえないだろう。今回の結果は、上場会社等が株主への情報提供に継続的に努めていることの現れとも捉えることができる。今後、早期の情報提供に加え、さらに充実した情報開示を引き続き期待したい。



図表 7 2022 年 6 月総会の情報参照期間と 2023 年 6 月総会の情報参照期間の前年からの増減



(注 1) 対象は 2022 年 8 月末時点の TOPIX500 採用会社かつ 3 月期決算会社で、2023 年 10 月末時点も同じ証券コードを有する 376 社。

(注 2) 2022 年 10 月末および 2023 年 10 月末時点で、「東証上場会社情報サービス」に掲載されている定時株主総会日から株主総会資料掲載日までの日数（初日不算入）を集計。

(注 3) 株主総会資料の訂正版や修正版を提供している場合は、訂正版等ではなく最初に株主総会資料が掲載された日を採用している。

(注 4) 横軸は 2022 年 6 月開催の定時株主総会における情報参照期間（図表 4）、縦軸は 2023 年 6 月開催の定時株主総会における情報参照期間と 2022 年定時株主総会における情報参照期間の差分を取ったもの。その差分が 0 より大きい場合は、本制度の適用開始によって情報参照期間が延びたと解した。

(注 5) 図表 7 中の丸の色が濃いほど、その点を満たす上場会社等の数が多いことを表す。例えば、点 (21, 0) を満たす上場会社等（図表 7 中では紺色の点）は 10 社あったのに対し、点 (21, -1) を満たす上場会社等（図表 7 中では水色の点）は 1 社あった。

(注 6) 赤直線は本制度の法定期日（定時株主総会開催の 3 週間前の日（中 21 日））を満たすために必要な日数を示す。

(注 7) 図表 7 中の囲み線（灰色点線）内は、本制度によって 2023 年の情報参照期間が長期化したとみられる目安。

(出所) 東証上場会社情報サービスより大和総研作成